

# 平成27年度 中小企業金融のしおり

## 山梨県の制度融資とは…

県と金融機関が協調して、原則として県信用保証協会の保証をつけて中小企業向けの融資を行います。

県が制度を定め、融資原資の一部を県が預託することにより、中小企業の皆様に低利・固定、長期の資金を融資する仕組みとなっています。

金融機関にお申し込みいただき、金融機関と県信用保証協会の審査の後、融資が実行されます。

ホームページ <http://www.pref.yamanashi.jp/shigoto/shokogyo/shogyo/yushi.html>  
または「山梨県 商業振興金融課」で検索し、「金融担当」をクリックしてください。

## 融資全般についての御相談は

中小企業金融相談窓口 TEL055-223-1554(直通)

甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁別館3階

## 山梨県商工業振興資金の御相談は

県商業振興金融課

甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁別館3階 TEL055-223-1538(直)  
FAX055-223-1547

Eメール : shougyo@pref.yamanashi.lg.jp

山梨県産業労働部

## 利用いただける方

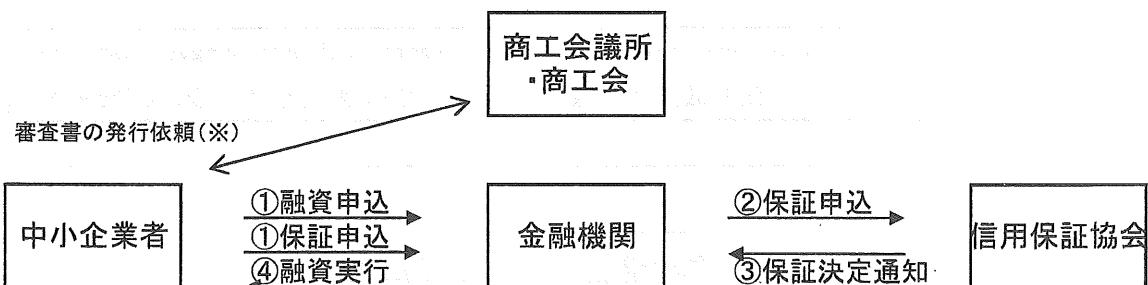
- ・県内に事業所があり、原則として1年以上事業を営んでいる中小企業者の方又は組合  
 ◇中小企業者とは・・・従業員数、資本金のいずれかが次に該当する企業

業種	従業員数	資本金・出資金
サービス業	100人以下	5千万円以下
小売業	50人以下	5千万円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
製造業・その他	300人以下	3億円以下
特例	ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	900人以下 3億円以下
	ソフトウェア業	300人以下 3億円以下
	情報処理サービス業	300人以下 3億円以下
	旅館業	200人以下 5千万円以下
	医療法人	300人以下 (条件なし)

◇組合とは・・・特別の法律により設立された次の組合をいいます。

事業協同組合、企業組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合等  
及びその連合会

## 融資の流れ



- 保証なし融資については、金融機関を経由して県商業振興金融課へお申し込みください。

### 「中小企業金融相談窓口」をご利用ください

県では、「中小企業金融相談窓口」を設置し、中小企業の方に、県の融資制度の紹介や様々な金融に関する相談を受け付けています。お気軽に御相談ください。

- |         |                                      |
|---------|--------------------------------------|
| ○相談日    | 土曜、日曜、祝日を除く毎日                        |
| ○相談時間   | 午前9時～午後4時（正午から1時までを除く）               |
| ○相談場所   | 県庁別館3階（商業振興金融課内）                     |
| ○相談体制   | 専門相談員1名（勤務日：水・木・金）、商業振興金融課員          |
| ○問い合わせ先 | 中小企業金融相談窓口（商業振興金融課内） Tel055-223-1554 |

### 主な融資のご案内

#### ○不況業種対策融資（国が指定する不況業種が対象※）

- ・ 売上高の減少などにより業況が悪化している中小企業者を支援する融資です。  
① 最近3か月の売上高等が前年比で5%以上減少している場合に利用できます。  
② 原油及び石油製品等の価格の上昇にもかかわらず、製品価格に転嫁できないため収益が圧迫され、経営の安定に支障が生じている場合に利用できます。

（※中小企業庁のホームページ（<http://www.chusho.meti.go.jp/>）→金融サポート→セーフティネット保証制度→5号で確認できます。）

（融資限度額） 運転 5,000万円

（金 利） 1.5%（5年以内）、1.7%（10年以内）

（保証料率） 0.9%（一律）（償還期間） 運転10年以内（1年以内の据置を含む）

#### ○経営環境変動対策融資

- ・ 売上高の減少などにより業況が悪化している中小企業者を支援する融資です。
- ・ 最近3か月の売上高（または受注量）が前年比で5%以上減少しているか、最近3か月の売上原価率が前年比で上昇している場合に利用できます。

（融資限度額） 運転 5,000万円

（金 利） 1.7%（5年以内）、1.9%（10年以内）

（保証料率） 0.45%～1.9%（償還期間） 運転10年以内（1年以内の据置を含む）

#### ○小規模企業サポート融資

- ・ 小規模企業者（常用雇用者20人以下等）を対象とした、無担保・無保証人（※）の融資です。（※法人の場合は、代表者1名の保証人が必要です。）
- ・ 県信用保証協会の保証債務残高が1,250万円になるまで融資が可能です。
- ・ 信用保証料率が県補助により通常の半額となります。

（融資限度額） 設備・運転 1,250万円

（金 利） 2.1%（保証料率） 0.25%～1.1%

（償還期間） 設備7年以内、運転5年以内（いずれも1年以内の据置を含む）

#### ○起業家支援融資

- ・ 新規に開業又は分社化したり、開業又は分社化後5年未満の場合に利用できる、県信用保証協会が100%保証する無担保・無保証人（※）の融資です。  
(※法人の場合は、代表者1名の保証人が必要です。)

（融資限度額） 設備・運転 1,500万円

（ただし、創業前の方は、自己資金の範囲内で1,500万円以内）

（金 利） 2.1%（保証料率） 0.9%（一律）

（償還期間） 設備7年以内、運転5年以内（いずれも1年以内の据置を含む）

#### ○新分野進出支援融資

- ・ 他業種への転換や経営の多角化、新技術・新製品の開発・商品化など新たな分野へ進出をしたい中小企業者を支援する融資です。

（融資限度額） 設備 8,000万円、運転 3,000万円

（金 利） 1.7%（保証料率） 0.45%～1.9%

（償還期間） 設備10年以内、運転5年以内（設備2年以内、運転1年以内の据置を含む）

こんな時に利用できます

\*融資名と番号は次ページからの一覧表の  
番号、融資名に対応しています。

新たに事業展開したい

- 経営基盤の強化や新たな事業の展開をしたいとき ······ ⑥ 地場中小企業育成融資
- 観光施設等の新設や改築、改修のための資金が必要なとき ······ ⑦ 観光施設整備融資
- 企業立地のための資金が必要なとき ······ ⑧ 企業立地促進融資
- 新規に開業したり分社化するとき ······ ⑨ 起業家支援融資
- 業種転換、経営多角化、事業承継の資金が必要なとき ······ ⑩ 新分野進出支援融資
- 新技術・新製品の研究開発、企業化等の資金が必要なとき ······ ⑪ 新分野進出支援融資
- 成長分野に関連する事業のための資金が必要なとき ······ ⑫ 成長産業分野支援融資

資金繰りを改善したい

- 小規模事業者で事業運営に資金が必要なとき ······ ③ 小規模企業サポート融資
- 取引先が倒産し売掛金が回収不能となったとき ······ ② 経済変動対策融資  
(連鎖倒産防止関係)
- 自分の業種が不況業種に指定され、最近 3か月の  
売上高が 5%以上落ち込んでいるとき ······ ② 経済変動対策融資  
(不況業種対策関係)
- 最近 3か月の売上高が 5%以上落ち込んでいるとき  
又は、仕入価格が上昇しているとき ······ ② 経済変動対策融資  
(経営環境変動対策関係)

事業環境を改善したい

- 環境対策のための資金が必要なとき ······ ⑪ 環境対策融資
- 福祉に配慮した施設を整備するための資金が必要なとき ······ ⑫ 福祉のまちづくり推進融資

経営改善に取り組みたい

- 中小企業再生支援協議会等の支援を受けて経営改善に取り組むとき ······ ④ 経営再生支援融資
- 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けて経営改善に取り組むとき ······ ⑤ 経営力強化融資

その他

- 通常の事業運営に資金が必要なとき ······ ① 事業促進融資

山梨県商工業振興資金融資制度

資金名		融資名	融資対象	資金用途	年利	貸付限度額 (据置期間)	償還期間	担保保証人	取扱金融機関
① 業 促 進 融 事 融	中小企業者等	連鎖倒産防止関係	② 経 濟 变 動 对 策 融 资	①合理化、近代化等に必要な資金 ②一定の自己資本比率以下であり、企業体質の強化に必要な資金 ③経営拡大に必要な資金	責任共有 2. 3% * 運転	設備 5,000万円 (1年) 運転 2,000万円 (1年)	7年以内 (1年) 5年以内 (1年)	金融機関又は信託協会の定めるところによる	商工中金 山梨中央銀行 各信用金庫 各信用組合
	中小企業者等			取引先企業の倒産等による連鎖倒産 防止に必要な資金	一企業限度	5,000万円	10年以内 (1年)	保証付きの場合、原則として、第三者保証人は不要	商工中金 各都市銀行 山梨中央銀行 各信用金庫 各信用組合
経 常 安 定 資 金	不況業種対策関係 経営安定化 特別関係	経営環境変動 対策関係	次のいずれかに該当する者 中小企業信用保険法第2条第5項第5号で指定する業種で、 ①最近3か月の売上高又は受注量が、前年同期と比べ5%以上減少 している者 ②原油及び石油製品等の価格の上昇にもかかわらず、製品価格に転 嫁できないため収益が圧迫され、経営の安定に支障が生じている者	償還期間 5年以内 1. 7% 10年以内 1. 9%	全部保証	運転 8,000万円 (1年)	10年以内 (1年)	中小企業信用保険法 第2条第5項第1号(大 型倒産)の場合 ・全部保証 ・5年以内 1. 5% ・10年以内 1. 7%	
				償還期間 5年以内 1. 5% 10年以内 1. 7%	全部保証	運転 5,000万円 (1年)	10年以内 (1年)		
経 常 安 定 資 金	③ 中小企業信用保険法第2条第5項第7号、第8号に該当する者 中小企業者等	経営環境変動 対策関係	次のいずれかに該当する者 ①最近3か月の売上高等が20%以上減少している者 ②最近1か月の売上高等が20%以上減少し、かつ、その後の2か月 を含む3か月の売上高等が20%以上減少見込みの者 ③中小企業信用保険法第2条第5項第7号、第8号に該当する者	責任共有 1. 8% * 運転	運転 2,000万円 (1年)	7年以内 (1年)			
				責任共有 1. 9%	運転 5,000万円 (1年)	10年以内 (1年)			

設備=設備資金、運転=運転資金、一企業限度=設備資金、運転資金あわせた企業融資限度額

山梨県商工業振興資金融資制度

設備＝設備資金、運転＝運転資金、運転＝設備資金、運転資金あわせた企業融資限度額

資金名	融資名	融資対象	資金用途	年利	貸付限度額 (据置期間)	償還期間 (据置期間)	担保保証人	取扱金融機関
経営安定期定資金	② 災害復旧関係	中小企業者等 次のいずれかに該当する者 (政令で指定する被災区域) ① 被災区域内に事業所を有し、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害により当該事業所に直接損害を受けた者 ② 平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害に際し、警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域内に事業所を有する者 ③ 被災区域内で震災前から継続して事業を行っている者で、震災の影響を受けた後、原則として最近3カ月間の売上高等が3年前同期比10%以上減少している者	年利 全部保証 1. 6%	設備 5,000万円 運転 5,000万円 一企業限度 5,000万円	10年以内 (1年) 7年以内 (1年)	金融機関又は信用 保証協会の定めると ころによる 保証付きの場合、原 則として、第三者保 証人は不要	商工中金 各都市銀行 山梨中央銀行 各信用組合	
経営安定期定資金	② 経済変動対策融資	中小企業者等 次のいずれかに該当する者 (政令で指定する被災区域) ① 被災区域内に事業所を有し、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害により当該事業所に直接損害を受けた者 ② 平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害に際し、警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域内に事業所を有する者 ③ 被災区域内で震災前から継続して事業を行っている者で、震災の影響を受けた後、原則として最近3カ月間の売上高等が3年前同期比10%以上減少している者	年利 全部保証 1. 6%	設備 3,000万円 運転 3,000万円 一企業限度 3,000万円	10年以内 (2年) 10年以内 (2年)	保証人 個人:不要 法人:代表者1人	※政令で指定する被災区域 岩手県、宮城县、福島県の全域 青森県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、新潟県 長野県の一部	
経営安定期定資金	③ 小規模企業サ卓融資	常時使用する従業員の数が20人(商業・サービス業にあつては5人)以下の 法人・個人等 [中小企業信用保険法第2条第3項の 小規模企業者]	事業運営に必要な資金 (本融資申込額と保証協会の既保証 債務残高の合計が1,250万円以下であ ること)	年利 全部保証 2. 1%	設備 1,250万円 * 運転 1,250万円 一企業限度 1,250万円	7年以内 (1年) 5年以内 (1年)	担保:不要 保証人 個人:不要 法人:代表者1人	金融機関又は信用 保証協会の定めると ころによる
経営安定期定資金	④ 経営再生支援融資	中小企業者等	山梨県中小企業再生支援協議会もしく はやまなしあい企画ワークの経 営サポート会議の支援を受けて策定し た経営改善計画の実施に必要な資金	年利 責任共有 2. 3%	設備 5,000万円 * 運転 5,000万円 一企業限度 5,000万円	10年以内 (1年) 10年以内 (1年)	金融機関又は信用 保証協会の定めると ころによる 保証付きの場合、原 則として、第三者保 証人は不要	※政令で指定する被災区域 岩手県、宮城县、福島県の全域 青森県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、新潟県 長野県の一部
経営安定期定資金	⑤ 経営力強化融資	金融機関及び認定経営革新等支援機 関の支援を受けて、自ら事業計画の 策定並びに実行及び進捗の報告を行 う中小企業者等	事業計画の実施に必要な資金	年利 責任共有 2. 0% 全部保証 1. 8%	設備 5,000万円 * 運転 5,000万円 一企業限度 5,000万円	7年以内 (1年) 5年以内 (1年)	担保保証人 個人:不要 法人:代表者1人	商工中金 各都市銀行 山梨中央銀行 各信用組合

# 山梨県商工業振興資金融資制度

山梨県商工業振興資金融資制度						
設備=設備資金、運転=運転資金、一企業限度=設備資金、運転資金あわせた企業融資限度額						
資金名	融資名	融資対象	資金用途	年利	貸付限度額 (据置期間)	償還期間 (据置期間)
⑥ 地中企業育成資金融	県内に本社を有し、製造業を中心とする事業者として営む中小企業等	①経営基盤の強化、経営管理の合理化、技術力の向上、資本設備の充実、人材の育成のための資金 ②新たな事業の展開、技術・情報の交流、市場の開拓、商品開発力の強化のための資金	責任共有 2. 2%	設備 5,000万円 * 運転 2,000万円 一企業限度 5,000万円	7年内 (1年) 5年内 (1年) (1年)	金融機関又は信用保証協会の定めるところによる
⑦ 観光施設整備融資	中小企業者等	観光施設等の新設や改築、改修に必要な資金	責任共有 2. 3%	設備 1億円 * 10年内 (2年)	10年内 (2年)	保証付きの場合、原則として、第三者保証人は不要
⑧ 企立地資金促進融	①地方公共団体等によって造成された工場団地等に立地しようとする企業 ②頭脳立地法に基づき、造成された工業団地(中核的業務用地)に立地しようとする企業	立地するために必要な資金	責任共有 2. 3%	設備 3億円 * 土地取得を含む 責任共有 2. 0%	10年内 (2年) 10年内 (3年)	金融機関又は信用保証協会の定めるところによる
⑨ 起業支援融資	次のいずれかに該当する者 ①新規に事業を始めようとする者又は開業後5年未満の者 ②分社化しようとする者又は分社化後5年未満の者	開業、分社化等に必要な資金	全部保証 2. 1%	設備 1,500万円 * 1,500万円 一企業限度 1,500万円	7年内 (1年) 5年内 (1年) (1年)	保証人:不要 個人:不要 法人:代表者1人 (但し、新規に事業を始める者については、自己資金の範囲内)
⑩ 新分支融資	中小企業者等	①他の業種への転換又は品種転換に必要な資金 ②多角化経営に必要な資金 ③官業譲受等を行う資金 ④経営者の死亡又は退任等に起因する事業の承継を図るための資金 ⑤中小企業新事業活動促進法等の計画認定を受けた者等 ⑥やまなし産業支援機構の債務保証に基づく資金 ⑦デザイン及び新技術・新製品等の研究開発や企業化・商品化に必要な資金 ⑧企業体質強化のための販路開拓等(海外を含む)	責任共有 1. 7%	設備 8,000万円 * 運転 3,000万円 一企業限度 8,000万円	10年内 (2年) 5年内 (1年)	保証付きの場合、原則として、第三者保証人は不要

**山梨県商工業振興資金融資制度**

設備=設備資金、運転=運転資金、一企業限度=設備資金、運転資金あわせた企業融資限度額						
資金名	融資名	融資対象	資金用途	年利	貸付限度額 (据置期間)	償還期間 (据置期間)
新産業開発資金	①成長産業分野に定めている5分野11領域に関する事業を営むもの	成長産業分野の事業に必要な資金	責任共有 2.0% * 一企業限度 10,000万円	設備 10,000万円 運転 2,000万円 5年以内 (1年) 10,000万円	10年以内 (1年)	金融機関又は信託協会の定めると ころによる 保証付きの場合、原則として、第三者保 証人は不要
新産業開発資金	②環境対策融資	①事業活動で生じる大気の汚染、水質 の汚濁、騒音、振動、悪臭等の公害 を防止するための施設整備に要す る資金 ②「代替フロン」「脱フロン」のための設 備整備に要する資金 ③ISO14000認定取得及びHACCP(ハ サップ)導入資金 ④地震災害の防止対策のための施 設、設備の整備に要する資金 ⑤特定防火対象物の防火対策のための施 設、設備の改修に要する資金 ⑥リサイクル等に資する施設・設備の 整備に要する資金 ⑦低排出ガス車に認定された自動車 の購入、粒子状物質減少装置の整 備に要する資金 ⑧山小屋等のトイレの整備に要する資 金 ⑨産業廃棄物を処理するための施 設、設備の整備に要する資金及び 産業廃棄物の運転資金 ⑩省エネルギーに資する施設、設備の 整備に要する資金	責任共有 2.0% * 一企業限度 5,000万円	設備 5,000万円 7年以内 (1年)	金融機関又は信託協会の定めると ころによる 保証付きの場合、原則として、第三者保 証人は不要	
新産業開発資金	③福祉のまちづくり推進融資	事業所、店舗等の新築及び改修に際 し、障害者等に配慮した施設、設備の 整備に要する経費	責任共有 2.0% *	設備 1億円 10年以内 (1年)	設備 5,000万円 10年以内 (1年) 設備 2億円 運転 2,000万円 一企業限度 2億円 設備 1億円 10年以内 (1年)	金融機関又は信託協会の定めると ころによる 保証付きの場合、原則として、第三者保 証人は不要
環境等対策資金	中小企業者等				設備 3,000万円 7年以内 (1年)	

\*「責任共有」とは、信用保証のリスクを信用保証協会と金融機関が負担する制度です。「全部保証」とは信用保証協会が100%保証(金融機関の負担はゼロ)する制度です。

\*保証を条件としない場合の金利は、全部保証の金利に0.3%上乗せした金利又は責任共有の金利に0.1%上乗せした金利となります。

\*ある融資については、条件が整った場合に限り全部保証でも利用が可能な場合もあります。

○融資申込時必要書類一覧

区分	事業促進融資	経済変動対策融資			小規模企業 サマー融資	経営再生支援融資	経営力強化融資	地場中小企業育成融資	観光施設整備融資	企業立地促進融資	新分野支払融資	成長分野支払融資	環境対策融資	福祉のまちづくり融資	信換融資
		不況善悪 連體倒産 防止関係	経営安定化 対策関係	絏營特別関係	東日本大震災復興 緊急融資 関係	東日本大震災復興 緊急融資 関係	絏營環境災害 緊急融資 関係								
申込書(様式No.1)	○							○	○	○	○	○	○	○	○
条件変更申込書(様式No.1-2) ※条件変更の場合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
財務書類(直近の決算書)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
納税証明書 (県税の未納の税額のないことの証明書)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
診査書 (商工会議所若しくは商工会)	○							○	○	○	○	○	○	○	○
見積書 (設備資金のみ)	○							○	○	○	○	○	○	○	○
証明書 (建築基準法等により許認可を必要とする場合、関係省庁の発行したもの)	○							○	○	○	○	○	○	○	○
承諾書 (新築、増改築する店舗等が当該承家、借地の場合は、所有者が作成したもの)	○							○	○	○	○	○	○	○	○
許認可等の写し (必要な業種に限る)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市町村長が発行する認定書 (※は必要な場合に限る)	○※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
申立書	○	○	○	○											
市町村長が発行する罹災証明書								○	○						
経営改善計画書										○	○	○	○	○	○
事業(創業)計画書											○	○	○	○	○
金融機関等意見書											○			○	
支授内容を証明する書面											○				
運転資金使途明細書											○				○

## 各種制度のご案内

### 短期事業資金（運転資金）

融資対象	年利※1	貸付期間	貸付限度額	取扱窓口
従業員数 20人以下の中小企業者等※2	責任共有 1.8% 全部保証 1.6%	6ヶ月以内	法人、個人とも、 500万円	山梨中央銀行・信用金庫・信用組合
事業協同組合等	責任共有 1.6% 全部保証 1.4%		組合 7,000万円 構成員 500万円	商工中金

※1 「保証を条件としない金利」については、前々ページの欄外を参照してください。

※2 商業・サービス業は5人以下

### 設備貸与制度

( )は、特別利率

融資対象	区分	金利	貸与期間	貸与限度額	取扱窓口
従業員数 20人以下の中小企業者等※1	割賦	2.40% (1.8%又は 3.0%)	10年以内	100~10,000万円	やまなし産業支援機構 055-243-1888
	リース	2.983~1.030% (2.953~0.990%) 又は (3.013~1.060%)	3年~10年		
中小企業者	割賦	2.45% (1.85%又は 3.05%)	10年以内		
	リース	2.996~1.040% (2.965~1.002%) 又は (3.025~1.069%)	3年~10年		

※1 商業・サービス業は5人以下

## 信用保証協会のご案内

山梨県信用保証協会は、中小企業のみなさんが、金融機関から融資を受けられる場合に、みなさんの保証人となって借り入れを容易にすることを目的に設立された公共機関です。

<b>山梨県信用保証協会</b>
本 所 甲府市飯田2-2-1（中小企業会館内） (055)235-9700(代)
富士吉田支店 富士吉田市下吉田2-31-14 (0555)22-0992(代)

◎ 山梨県信用保証協会では、おおむね次の条件を満たした中小企業者を対象としております。

### 規模（資本金額と常時使用する従業員数）

業種	資本金	従業員
製造業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下

※規模は資本金か従業員のうち、どちらか一方が適合していればよいことになっています。

※事業協同組合等も対象となります。

※一部保証の対象とならない業種がありますので、保証協会または金融機関にお尋ねください。

※製造業等には、運送業、建設業、鉱業を含みます。

◎ 山梨県信用保証協会では、一般保証や根保証などさまざまな信用保証を用意しています。

また、一般保証とは別枠で利用できる特例保証制度もあります。

◎ ご負担いただくのは信用保証料だけです。信用保証料は、年率 2.20% 以内です。